

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。